

目黒区骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱

平成29年3月23日付け目健予第3377号決定

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人日本骨髄バンクが実施する移植に用いる骨髄又は移植に用いる末梢血幹細胞の提供のあっせんを行う事業（以下「骨髄バンク事業」という。）において骨髄又は末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の提供者及びその者が勤務する事業所等に助成金を交付することにより、骨髄等の提供者（以下「ドナー」という。）等の経済的負担を軽減し、骨髄等の移植の推進及びドナーの登録者の増加を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第2条 交付対象者は、次に定めるものとする。

- (1) 骨髄バンク事業において骨髄等の提供を完了し、これを証明する書類の交付を受けた者（骨髄等を提供する時点において区内に住所を有する者に限る。）
- (2) 前号に規定する者が従事している国内の事業所（国、地方公共団体、独立行政法人及び当該者が事業主である事業所を除く。以下同じ。）。ただし、当該者が従事している国内の事業所が2以上あるときは、当該者が指定する1の事業所。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、ドナーが骨髄等の提供に要した入院日数及び通院日数に、別表に定める申請者ごとの日額を乗じて得た額とし、7日を限度とする。ただし、助成金の額は、当該年度の予算の額の範囲内とする。

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとするものは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める申請書を、区長に提出しなければならない。

- (1) ドナー 目黒区骨髄移植ドナー支援事業助成金申請書（ドナー用）（別記第1号様式）
- (2) 事業所 目黒区骨髄移植ドナー支援事業助成金申請書（事業所用）（別記第2号様式）

(申請期限)

第5条 助成金の交付申請の期限は、ドナーが骨髄等の採取に伴う入院期間の最終日の翌日から起算して1年以内とする。

(交付決定)

第6条 区長は、第4条の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否及び交付額を決定する。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付の可否及び交付額を決定したときは、目黒区骨髄移植ドナー支援事業助成金交付決定通知書（別記第3号様式）又は目黒区骨髄移植ドナー支援事業助成金不交付決定通知書（別記第4号様式）により、第4条の規定による申請をした者（以下「申請者」という。）に通知する。

(交付請求)

第7条 申請者は、前条の規定による交付決定通知を受けたときは、目黒区骨髄移植ドナー支援事業助成金請求書（別記第5号様式）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の請求書が提出されたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第8条 区長は、助成金の交付を受けた者が偽りその他不正な行為により助成金を受けたと認められたとき又は支払後に過誤額が確認されたときは、交付された助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、目黒区保健所長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、同日以後に骨髄等の提供を行った者に係る助成金の交付について適用する。

付 則（令和3年11月1日付け目健予第5775号決定）

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

別表（第3条関係）

骨髄・末梢血幹細胞提供のための通院等の内容	申請者・助成金の額	
	ドナー	事業所
健康診断に係る通院	1日につき 2万円	1日につき 1万円
自己血貯血に係る通院		
骨髄・末梢血幹細胞の採取に係る入院		
公益財団法人日本骨髄バンクが必要と認める通院、入院及び面接		